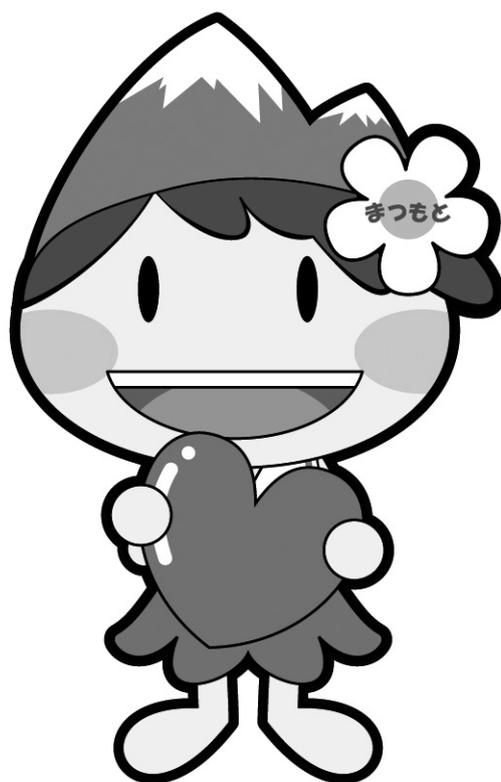


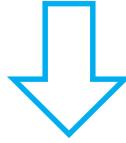
まちづくりの基本目標 2

「一人ひとりが輝き

大切にされるまち」



「一人ひとりが輝き大切にされるまち」



【生活の健康】

「健康寿命延伸都市・松本」を実現するため、一人ひとりが人として尊重され、質の高い暮らしを続けることができるよう、自助、共助、公助が調和するまちづくりを進めます。

さらに、まちづくりを実現する具体的な政策は、以下の3つの政策の方向により進めます。

政策の方向 2-1

「平和、人権を尊重するまち」

自分と異なる環境、性別や属性などを互いに認め合い、だれもが平和への思いを共有することができるまちをつくります。

政策の方向 2-2

「安定した暮らしを続けられるまち」

年齢や環境、子どもの貧困問題など、生活への不安を解消し、地域で安心して暮らすことができるまちをつくります。

政策の方向 2-3

「子どもの育ちを応援するまち」

安心して妊娠・出産ができ、地域の中で子どもが大切にされ、健やかに育つまちをつくります。

平和意識の向上

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現をめざした社会づくりを進め、市民一人ひとりの平和や命の尊さについての意識の向上をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
平和に向けた取組みが盛んに行われている地域であると思う市民の割合	37.1%	50.0%	

○現状と課題

戦後70年以上が経過し、戦争体験者の減少とともに、戦争を知らない世代が増加する中、戦争の悲惨さや平和の大切さに対する意識が希薄になっています。

特に、若い世代に対して、平和の大切さや命の尊さをつなげていくため、平和を考える機会の提供が課題です。

○現状を示すデータ

戦後生まれの戦争を知らない世代の割合	80.7%
松本市平和祈念式典参加者数	800人
小中学校平和ポスター展出展人数	308人
広島平和記念式典参加者数	43人

○施策展開の方針

- ・「松本市平和祈念式典」及び「平和の灯モニュメント活用」などの平和関連事業を通じて、「平和都市宣言」の理念を普及啓発し、市民自らが平和や命の尊さを考え、世界平和への意識醸成を進めます。
- ・戦争の悲惨さを知り、平和の大切さや命の尊さを後世に伝えるため、平和を引き継ぐ人材の育成や子ども・若者たちに対する平和事業を推進します。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
市民による平和活動件数	8件	18件	
平和祈念式典小中学校参加者数	291人	350人	
小中学校平和ポスター展出展人数	308人	400人	

○目標実現に向けた主な役割分担

市民・地域の役割	子どもたちへの平和の大切さの伝承、平和に向けた活動への参加、協力
企業の役割	社会貢献活動としての平和に向けた活動の実施、協力
行政の役割	平和教育の推進、市民の平和意識の醸成に向けた取組みの実施、世界に向けた平和のアピール

○目標実現に向けた主な取組み

- ・松本市平和祈念式典の開催
- ・松本市小中学校平和ポスター展の開催
- ・戦争遺跡保存の検討
- ・松本ユース平和ネットワーク事業の推進
- ・平和教育の充実
- ・広島平和記念式典参加事業
- ・平和の灯モニュメント活用事業
- ・親子平和教室の開催
- ・市民による平和活動の推進

○関連する市の計画等

- ・平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）

○所管する主な部局

- ・総務部



平和の灯モニュメント



平和祈念式典、折鶴献呈

人権尊重の推進

人権、男女共同参画に対する意識啓発を進め、個人が持つ年齢、性別、環境などの個性や属性を互いに認め合う社会をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
基本的な人権が尊重された市政が運営されていると思う市民の割合	—	70.0%	

○現状と課題

人権問題は、地域内、企業内、家庭内などの狭い範囲で発生しやすく、表面化しにくい問題です。また、高齢者、障害者、子どもへの虐待問題のほか、インターネット上での人権を軽視する行為が問題となっています。人権問題を早期発見できる体制の強化が課題です。

また、男性と女性が対等の立場で、共に充実した生活を送ることができる社会を実現するために、女性が活躍できる環境づくりが課題です。

○現状を示すデータ

過去1年間に家庭内で差別問題や人権問題について話しあったと答えた市民の割合	31.6% (H23)
社会全体で男女の地位は平等と答えた市民の割合	18.9% (H23)

○施策展開の方針

- ・講演会、学習会の開催により、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権問題の早期発見のため、地域や関係機関と連携した体制を強化します。
- ・インターネット利用者の増加に伴い、モラルやマナーについての啓発を推進します。
- ・男女共同参画^{*1}の実現に向け、子育て支援、就労支援等と連携して、ワーク・ライフ・バランス^{**2}の浸透を図ります。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
各地区での人権学習イベント等参加者数 (全35地区計)	16,742人	18,000人	
男女共同参画地区推進委員の設置	—	全35地区	

○目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	人権尊重、男女共同参画の実践
地域、企業の役割	人権学習、男女共同参画の推進
行政の役割	人権学習の周知啓発、男女共同参画の環境整備

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 地区人権啓発推進協議会人権学習事業
- ・ 企業人権啓発推進連絡協議会人権講座事業
- ・ 男女共同参画計画の推進
- ・ 女性センター相談事業の充実
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進と女性が活躍できる環境づくりに向けた仕事と家庭の両立支援事業
- ・ 子どもの権利推進事業※³
- ・ 権利擁護事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 要保護児童対策事業※⁴
- ・ 児童虐待防止啓発事業

○関連する市の計画等

- ・ 第3次松本市男女共同参画計画
- ・ 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・ 松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」

○所管する主な部局

- ・ 総務部
- ・ 健康福祉部
- ・ こども部

●用語解説

※1 男女共同参画

男性も女性もすべての個人が、性別に関わりなく喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することをいいます。

※2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和をいいます。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方や働き方が人生の各段階に応じて選択・実現できる社会をめざします。

※3 子どもの権利推進事業

子どもに関わるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進める取組みをいいます。

※4 要保護児童対策事業

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童で、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当な児童などに対する取組みをいいます。



多文化共生の推進

外国人住民の人権を尊重し、国際交流を通して生活スタイルや考え方を互いに認め合うことにより、多文化共生に対する意識醸成をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
地域において外国人住民と交流をするイベント等に参加したいと思う日本人住民の割合	20.2%	30.0%	

○現状と課題

コミュニケーション不足や文化の違いにより、外国人住民に対する地域の理解が進んでいないことから、外国人住民の自立と地域社会の一員としての参画が進んでいないのが現状です。地域の隣人として理解し合える関係づくりが課題です。

○現状を示すデータ

外国人住民登録者数	3,624人
外国人住民の相談件数（多文化共生プラザ）	1,488件
外国人住民が地域の活性化につながると思う市民の割合	29.2%

○施策展開の方針

- ・外国人住民に対し、多言語でのわかりやすい情報提供や、日本語の学習環境の充実と交流の機会を創出することで、地域社会への参画を推進します。
- ・外国人住民に対し、就労や防災、医療といった生活の根幹に関わるニーズに寄り添った支援を進めます。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
多文化共生プラザ利用件数	7,726件	8,500件	
外国人住民の地域活動への参加割合	64.1%	80.0%	
日本語ボランティア年間登録者数	127人	180人	

○目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	外国人住民との交流、多文化に対する理解
地域の役割	外国人住民の社会参加の促進
企業・行政の役割	多文化共生の環境整備、多文化を理解する場の提供

○目標実現に向けた主な取組み

- ・多文化共生推進プランの推進
- ・多文化共生フォーラムの開催
- ・多言語による情報提供の充実
- ・日本語を母語としない児童生徒への支援
- ・多文化共生のまちづくりの促進
- ・国際姉妹・友好都市交流事業
- ・外国籍住民向け相談窓口の充実
- ・日本語講座の開催
- ・多文化共生プラザの運営

○関連する市の計画等

- ・松本市多文化共生推進プラン
- ・松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）

○所管する主な部局

- ・総務部
- ・政策部
- ・教育部



多文化交流「料理教室」

高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、生きがいを持ち安心して自立した生活ができる社会をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標（H32）	備考
介護サービス利用者の在宅介護率	60.4%	67.1%	

○現状と課題

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする後期高齢者や老々世帯、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者が増加しています。こうした方々を含め、住まいや福祉サービスに対するニーズも多様化しています。

高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、各地区の地域包括ケアシステム^{*1}を機能させるとともに、福祉サービスの充実や生活環境の整備が課題です。

○現状を示すデータ

高齢化率	26.3%
高齢者に占める後期高齢者の割合	51.6%
可能な限り自宅で生活したい人の割合（要介護（支援）認定者）	56.6%
自宅に住みながらサービスを利用したい人の割合（元気高齢者）	53.5%

○施策展開の方針

- ・介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、多様化、複雑化する高齢者のニーズに応じたサービスを提供し、介護者に対する支援と併せ、高齢者の生活を支える高齢者福祉施策を展開します。
- ・認知症の早期診断・早期対応を推進するとともに、正しい理解を啓発し、地域の支援体制を充実します。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標（H32）	備考
生活支援コーディネーター	0人	35人	
認知症サポーター数	10,216人	22,500人	
高齢者のための環境やサービスが充実していると思う市民の割合（高齢者）	56.7%	61.2%	

○目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	自らが健康について考え、進んで行動・参加する。
地域の役割	見守り支援や移動支援など、自主的な支え合いの取り組み
福祉・医療等事業者	訪問診療などの在宅医療、在宅介護の強化と、関係者間や地域と連携した取り組みの実践
行政の役割	情報の見える化を推進し、見守り支援体制の構築など、地域福祉ネットワークの推進と連携調整及び超高齢社会に対応する業務体制の再構築

○目標実現に向けた主な取り組み

- ・在宅介護24時間安心支援事業
- ・訪問給食サービス事業
- ・一般介護予防事業^{※3}
- ・介護人材確保
- ・緊急通報装置設置事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業^{※2}
- ・認知症施策の推進^{※4}
- ・地域包括ケアシステム推進事業

○関連する市の計画等

- ・松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」

○所管する主な部局

- ・健康福祉部 ・地域づくり部

●用語解説

※1 地域包括ケアシステム

基本施策3-1-2用語解説参照

※2 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防（要支援1、2）及び事業対象者のデイサービスとヘルパーサービスは、専門職が行う「身体介護」を中心としたサービスと、地域住民等が行う「生活支援・閉じこもり予防・いきがい活動支援」に分け、対象となる方やサービス選択の幅が広がるなど、新しい制度になりました。

※3 一般介護予防事業

身近な場所での継続的な介護予防の取り組みと、高齢者自らも地域活動などの参加により予防を行うことを目的とした事業で、活動を行う人材の育成も進めるものです。

※4 認知症施策の推進

認知症の早期発見、早期対応により、認知症になっても安心して、自立した生活が送れるような地域づくりを進めるための各種施策を推進するものです。



認知症サポーター養成講座

障害者（児）福祉の充実

障害による生活への不安を解消し、障害者（児）とその家族が地域で安心して暮らすことができる社会をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標（H32）	備考
障害福祉サービス利用者のうち、在宅生活する者の割合	85.4%	87.9%	

○現状と課題

障害者（児）数は年々増加しており、また、社会環境の変化とともに、障害者（児）が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化しています。

施設入所者の地域生活への移行も進んでいますが、障害があっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、さらなるサービスの充実を図ることが課題です。

また、発達障害が、不登校やひきこもり、虐待などの一因となっている場合もあるため、発達障害に対する理解促進や、早期対応・早期療育が課題です。

○現状を示すデータ

障害者（児）数	13,912人（H24）
（障害者手帳交付者数）	14,257人（H25）
	14,530人（H26）
障害者のための環境やサービスが充実していると思う市民の割合	64%

○施策展開の方針

- ・ 障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる環境の整備を進めます。
- ・ 障害者（児）の地域生活への移行をさらに進めるため、居住の場及び地域生活への移行の受け皿として、重要な役割を果たしているグループホーム等居住場所の整備を促進します。
- ・ 障害者（児）の個別ニーズとライフステージに応じた訪問系・日中活動系サービス^{*1}の提供体制と相談支援体制の充実を図り、自立支援や介護する家族の負担軽減を図ります。
- ・ 発達障害の二次障害^{*3}を防止するため、あるぷキッズ支援事業^{*2}の充実により、早期発見を図るとともに、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援に取り組めます。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標（H32）	備考
指定相談支援事業所数	20箇所	26箇所	
グループホーム設置箇所数	30箇所	36箇所	
あるぷキッズ支援事業（あそびの教室 ^{*4} ）参加者の満足度	96.3%	98.0%	

○目標実現に向けた主な役割分担

障害当事者の役割	積極的な社会参加
市民・地域の役割	障害に対する理解、地域での見守り・支援
福祉事業者の役割	福祉サービスの質の確保
行政の役割	障害に対する啓発活動、総合相談体制や情報提供の充実

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 障害者差別解消の推進事業
- ・ 自立支援給付事業
- ・ 地域生活支援事業
- ・ あるぷキッズ支援事業

○関連する市の計画等

- ・ 松本市障害者計画
- ・ 松本市障害福祉計画
- ・ 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・ 松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）

○所管する主な部局

- ・ 健康福祉部
- ・ こども部

●用語解説

※1 訪問系・日中活動系サービス

訪問系サービスとは、居宅における、入浴・排泄等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助等のサービスのことです。

日中活動系サービスとは、日中、施設における、身体的介護や作業等を通じて自立に向けた訓練等を行うサービスのことです。

※2 あるぷキッズ支援事業

発達障害児及び発達に心配のある子どもと保護者を継続して総合的に支援するシステム。あそびの教室、保育園・幼稚園・学校等への巡回支援、専門職による相談などの事業を実施します。

※3 発達障害の二次障害

発達障害及び本人の特性に対する無理解や不適切な対応の積み重ねにより、新たに生じた障害のことです（極端な反抗、引きこもり、反社会的行為、気分障害など）。

※4 あそびの教室

未就園の親子で、発達に心配のある子どもとその保護者及び育児に支援が必要な保護者とその子に対して、早期に生活体験やあそびを通じて親子関係を豊かにし、乳幼児の発達を促すための教室です。

生活福祉の充実

経済的な問題を抱える家庭やひとり親家庭の生活への不安を解消し、地域で安心して暮らし続けることができる社会をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
まいさぼ松本* ¹ の就労支援による就職者数	16人	100人以上	

○現状と課題

不安定な雇用形態などを主因として、生活に不安を感じている世帯が増えており、特に、生計の維持と子どもの養育を一人で担うひとり親家庭などでは、その経済的、精神的負担が大きくなっています。また、近年、子どもの貧困問題として、貧困の連鎖が問題となっています。

生活困窮者が生活保護受給や社会的孤立に陥る前に、就労、住まい、健康、教育など複合的な問題に対して、包括的な支援に取り組むことが課題です。

○現状を示すデータ

		H24	H25	H26
児童扶養手当受給者数	(人)	2,111	2,131	2,169
要保護・準要保護児童生徒就学援助* ² 認定者数				
小学生	(人)	1,941	1,897	1,809
中学生	(人)	1,102	1,138	1,183
生活保護の状況				
被保護世帯	(世帯)	1,507	1,478	1,553
被保護者数	(人)	1,937	1,869	1,954
保護率	(%) * ³	8.0	7.7	8.1

○施策展開の方針

- ・ひとり親や生活困窮者に対し、寄り添い型の総合相談、就労支援を行います。
- ・社会福祉協議会、民間の支援団体などの関係機関や地域住民との連携を深め、生活困窮者が孤立しない地域づくりを進めるほか、生活保護世帯へは早期の自立に向けた助言や指導、就労支援の強化を図ります。
- ・子どもの貧困問題に対しては、各種調査等を通じて実態の把握を進めるとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活支援、教育支援など、切れ目のない総合的な施策に取り組みます。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
高等職業訓練促進事業* ⁴ 修了者数	4人	累計20人	
被保護者就労支援事業による就職者数 (65歳未満の就労可能な者)	84人	被保護者就労準備 支援事業の併用で	
就労開始による生活保護廃止件数	28件	自立助長を促進	

○目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	自立意識の向上、積極的な社会参加
地域の役割	地域における居場所と役割の確保、相談支援
企業の役割	雇用への配慮、相談支援
行政の役割	相談、支援体制の整備

○目標実現に向けた主な取り組み

- ・生活困窮者自立支援法関連事業
- ・ひとり親家庭相談事業
- ・高等職業訓練促進事業
- ・保育料の軽減
- ・福祉医療費給付事業
- ・要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
- ・松本市育英資金奨学金
- ・生活保護自立支援プログラムの推進
- ・子育て支援事業利用料助成制度
- ・自立支援教育訓練給付事業
- ・幼稚園就園奨励費
- ・市営住宅管理事業
- ・特別支援教育就学奨励事業

○関連する市の計画等

- ・松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・松本市子ども・子育て支援事業計画
- ・松本市公営住宅等長寿命化計画
- ・松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）

○所管する主な部局

- ・健康福祉部
- ・こども部
- ・地域づくり部
- ・建設部
- ・教育部

●用語解説

※1 まいさぼ松本（松本市生活就労支援センター）

生活と就労に関する支援員を配置し、経済的困窮者や社会的孤立者に対して包括的な支援を実施する生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関です。

※2 要保護・準要保護児童生徒就学援助制度

保護を必要とする世帯（生活保護世帯）及びそれに準ずる程度に困窮していると認められる世帯（準要保護世帯）で、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、その費用を援助する制度です。

※3 保護率（‰）

人口1,000人に対して何人が生活保護を受けているかを示す値です。（‰：パーミル）

※4 高等職業訓練促進事業修了者数

ひとり親家族の母又は父が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関に修学する場合、修学期間の範囲内で訓練促進給付金を支給する制度です。

子どもの権利の推進

子どもが一人の市民として尊重され、生きる力を高めながら生きていくことに喜びを感じられるよう、松本市子どもの権利に関する条例^{*1}に基づき「すべての子どもにやさしいまち」をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
自分はまわりの人から大切にされていると思う子どもの割合	78% (H25)	90%	

○現状と課題

松本市は平成25年に子どもの権利条例を施行しましたが、大人も含め、条例の存在や基本理念のさらなる周知が必要です。「虐待」や「いじめ」などは、子どもの命にかかわる問題ですが、約2割の子どもが、困った時に誰にも相談できない状況にあります。子どもの権利の普及を進めるとともに、子どもの悩みに対して、相談、救済、回復ができる体制の強化が課題です。

また、家庭や学校に比べ、地域で、自分の考えや思っていることを聞いてもらっている、と答える子どもの割合が少なく、子どもの意見表明や社会参加の仕組みを拡大していくことが課題です。

○現状を示すデータ

困った時に誰にも相談しない子どもの割合 (H25)	19.7%
自分の考え思っていることを聞いてもらっている、だいたい聞いてもらっていると答える子どもの割合 (H25)	85.1% (家庭で) 67.6% (学校で) 27.5% (地域で)

○施策展開の方針

- ・子どもに関わるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるため、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、普及・啓発に取り組みます。
- ・子どもの権利侵害に対しては、「子どもの権利相談室「こころの鈴」^{*2}」や「まちかど保健室」など、相談体制の周知と充実により、速やかに子どもを救済し、心身の回復につながるよう取り組みます。
- ・まつもと子ども未来委員会^{*3}などの子どもが主体となって取り組む事業を通じて、子どもの意見表明や社会参加を促進し、子ども自身の自己肯定感、自主性、生きる力を高めます。

○進捗管理指標

指 標	現 状 (H25)	計画目標 (H32)	備考
子どもの権利条例を知っている子どもの割合	44.1%	95.0%	
子どもの権利相談室「こころの鈴」を知っている子どもの割合	19.1%	70.0%	
自己肯定感の高い子どもの割合	55.5%	80.0%	

○目標実現に向けた主な役割分担

家庭の役割	子どもの気持ちや思いの尊重
地域の役割	子どもの考えや意見が地区の行事などに生かされる地域づくり
企業の役割	安心・安全な子どもの環境整備・見守り
行政の役割	子どもの権利の推進・施設への反映

○目標実現に向けた主な取組み

- ・子どもの権利相談室「こころの鈴」
- ・子どもの権利の広報啓発事業
- ・まつもと子ども未来委員会
- ・小中学校におけるいじめ防止等のための対策
- ・まちかど保健室
- ・要保護児童対策事業
- ・子どもにやさしいまちづくり委員会
- ・子どもの権利の日市民フォーラム
- ・まつもと子どもスマイル運動^{※4}
- ・子ども交流事業
- ・小中学校における人権教育の推進
- ・児童虐待防止プログラムの充実
- ・児童虐待防止啓発事業

○関連する市の計画等

- ・松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）

○所管する主な部局

- ・こども部
- ・教育部

●用語解説

※1 松本市子どもの権利に関する条例

子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市や大人の役割を明らかにし、子どもに関わる全ての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、平成25年4月に施行しました。

※2 子どもの権利相談室「こころの鈴」

基本施策1-1-2用語解説参照

※3 まつもと子ども未来委員会

子どもの意見表明や参加の促進を目的として設置した委員会です。小・中・高校生が、学校、地域、年代を超えて、自分たちが住むまちへの意識を高め、市政や地域の課題について学び、意見交換し、市へまちづくりの提言をするなどの活動を実施しています。

※4 まつもと子どもスマイル運動

平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの命を守り、生きいきと暮らすことができるよう、子どもと大人が家庭や地域において積極的に関わりを持ち行動する、子どもにやさしいまちづくり事業の取組みのための運動です。



子ども未来委員会（市長提言）

出産・子育て環境の充実

安心して妊娠、出産でき、子育てに喜びを感じ、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりをめざします

○施策の成果目標

指 標	現状 (H25)	計画目標 (H32)	備考
合計特殊出生率 ^{*1}	1.50 (H20-24平均)	1.56 (H25-29平均)	

○現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加、妊婦の高齢化などにより、子育て家庭の半数以上の方が、妊娠、出産、子育てに悩みや不安、負担を感じています。子育てに喜びを感じることができるよう、母親や家族の負担軽減、相談体制の充実などを通して、子育てを地域・社会で支える環境づくりを進めることが課題です。

○現状を示すデータ

子育て家庭のうち、母親が就労している家庭の割合 (H25)	68.0%
子育ての悩みや不安、負担を感じることがある市民 (子育て家庭) の割合 (H25)	58.0%
つどいの広場 ^{*2} 利用者数 (設置力所数) (H26)	98,229人 (19力所)

○施策展開の方針

- ・安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育てを包括的に支援するためのセンターを設置して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を強化します。
- ・両親学級^{*3}や育児講座等を通じて、子育ての喜びを醸成するとともに、母親と父親の育児協力を促します。
- ・若い世代が心にゆとりを持って、仕事と子育てを両立させることができるよう、ワーク・ライフ・バランス^{*4}の啓発に努めるとともに子育て支援施策を充実します。
- ・子どもの安全、安心に配慮して、計画的に子育て施設の整備を進めます。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
3歳児健診で、子育てに負担を感じる母親の割合	13.0% (H27)	8.0%	
ファミリー・サポート・センター会員数 (依頼会員・依頼協力会員)	1,991人	2,600人	
児童館、放課後児童クラブ等の施設整備	改築済3カ所	改築済6カ所	

○目標実現に向けた主な役割分担

家庭の役割	出産や育児への父親の参加、家庭における子育て力・子育て環境の向上
地域の役割	子育て家庭への支援及び連携、子どもの健全育成への協力
企業の役割	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備
行政の役割	妊娠・出産・子育て環境、子育て支援の充実、相談体制の充実

○目標実現に向けた主な取組み

- ・子ども子育て包括支援センター事業
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・あるぷキッズ支援事業^{※5}
- ・ブックスタート事業
- ・母子健康対策事業^{※6}
- ・少子化対策事業^{※7}
- ・松本キッズ・リユースひろば事業
- ・福祉医療費給付
- ・子育て支援センター（こどもプラザ）事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育てサポーター訪問事業及び子育てサポーター養成講座
- ・ながの子育て家庭優待パスポート及び多子世帯応援プレミアムパスポート事業
- ・子育て支援ネットワークづくり事業
- ・放課後子ども総合プラン推進事業
- ・児童館等施設整備事業
- ・子どもの支援・相談スペース設置・運営事業
- ・つどいの広場事業

○関連する市の計画等

- ・松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」
- ・松本市子ども・子育て支援事業計画
- ・松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）
- ・松本市地域づくり実行計画
- ・松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」



こどもプラザでの親子体操

○所管する主な部局

- ・こども部
- ・健康福祉部
- ・教育部

●用語解説

※1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

※2 つどいの広場

保育園や幼稚園等に入っていない未就園児の親子が気軽に集い、情報交換や交流等を行う場所を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を市内の児童館・児童センター等21カ所で実施しています。また、こどもプラザ4館では、就学前児童の親子を対象に実施しています。

※3 両親学級

妊娠、出産、育児について学び、父母としての自覚、自立、母子の愛着形成を促す教室です。

※4 ワーク・ライフ・バランス

基本施策2-1-2用語解説参照

※5 あるぷキッズ支援事業

基本施策2-2-2用語解説参照

※6 母子健康対策事業

乳幼児健診・二次健診、育児学級、歯科健診、相談事業、訪問事業（妊産婦・新生児訪問）、両親学級、母子支援教室（どんぐり教室）などの事業です。

※7 少子化対策事業

不妊・不育症治療費助成事業、産後ケア事業、育児ママヘルプサービス事業などの事業です。

保育環境の充実

保育を希望するすべての子どもを安全、安心、健やかに保育できる環境の充実をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
子どもを育てやすいまちだと思ふ未就学児の保護者の割合	82.6% (H25)	85.0%	

○現状と課題

近年、共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親家庭の増加、核家族化の進展などにより、保育ニーズは、増大・多様化しており、保育園・幼稚園・認定こども園^{*1}などへの期待が高まっています。

特に、3歳未満児の保育園入園希望者が年々増加している現状にありますが、全国的な保育士不足は本市においても例外ではなく、保育士の確保と、保育の質・量の維持・向上に取り組むことが課題です。

○現状を示すデータ

保育園入園児童に占める3歳未満児の割合	H16.5 17.3% (826人/4,767人) H21.5 19.6% (998人/5,086人) H26.5 22.7% (1,276人/5,612人)
延長保育利用者	H21.5 1,762人 H26.5 1,892人
保育園や幼稚園などを利用しながら子育てしたいと思う市民(未就学児の保護者)の割合 (H25)	67.8%

○施策展開の方針

- ・多様な保育ニーズに応えられるよう、乳幼児保育、延長保育や一時預かりなど、保育サービスの充実と、安全で良好な保育環境の整備を進めます。
- ・私立幼稚園の認定こども園化を促進し、3歳未満児の受入れ拡大に取り組みます。
- ・保育の質・量を充実させるため、保育士の処遇改善を図るとともに、新規保育士の確保や現在は離職している保育士(潜在保育士)の掘起しに努めます。
- ・保育を担う人材を育成するため、中・高校生の保育園での職場体験を積極的に受け入れます。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標 (H32)	備考
中・高生の保育園職場体験受入れ人数	1,729人	2,000人	
園庭一部芝生	23園	43園	
改築改修整備園数	40園	43園	
私立幼稚園の認定こども園化	0園	4園	

○目標実現に向けた主な役割分担

家庭の役割	家庭における保育の充実
地域の役割	子育て家庭への相談・支援
企業の役割	ワーク・ライフ・バランス ^{※2} の充実
行政の役割	保育サービスの充実、施設整備

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園施設整備事業
- ・ 私立保育園・幼稚園・認定こども園への助成等
- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園危機管理対策事業
- ・ 私立幼稚園・保育園の認定こども園化の支援
- ・ 園庭の一部芝生化事業 ・ 食育の推進
- ・ アレルギー対応食の充実 ・ 特別保育^{※3}の充実

○関連する市の計画等

- ・ 松本市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画

○所管する主な部局

- ・ こども部

●用語解説

※1 認定こども園

保育園と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設で、保護者が働いている・いないに関わらず利用できます。

※2 ワーク・ライフ・バランス

基本施策2-1-2用語解説参照

※3 特別保育

松本市では、特別保育として、乳幼児保育、延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育、病後児保育、病児保育を実施しています。



園庭芝生化

青少年の健全育成

次代を担う青少年が豊かな心を育くめるよう、安心して暮らし、健やかに成長できる環境をめざします

○施策の成果目標

指 標	現 状	計画目標（H32）	備考
青少年（小中学生を含む。）の豊かな心を育むための活動を行っている市民の割合	30.8%	40.0%	

○現状と課題

核家族化の進展や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。

また、スマートフォンの普及により、インターネット利用を通じた様々な被害に青少年が巻き込まれる事件が多発していることから、青少年のメディア・リテラシー^{*1}を高めていくことが課題です。

○現状を示すデータ

小中学生が学校や地域で生きいきとしていると思う市民の割合	57.2%
補導委員による青少年への声かけ数	675回
青少年健全育成協力店舗数	262店舗

○施策展開の方針

- ・家庭や学校、地域が連携し、町会行事や子ども会活動などを通じて、青少年が幅広く地域住民と交流できる機会づくりを広げるとともに、家庭教育力の向上を図ります。
- ・青少年補導委員による「愛の一声」をかける活動や、学校・家庭以外で青少年が安心して活動できる場所として「青少年の居場所^{*2}」を開放するなど、青少年を危険や誘惑から守る社会づくりを進めます。
- ・青少年が、インターネットを介して多様な情報に直接接する機会が増大していることから、情報を正しく読み解き、判断し、発信できる能力を育成します。

○進捗管理指標

指 標	現 状	計画目標（H32）	備考
ジュニア・リーダー ^{*3} 加入率	16.9%	25.0%	
青少年の居場所利用者数	4,552人	5,000人	
小中学校におけるメディア・リテラシー講座受講児童及び生徒数	5,902人	6,500人	

○目標実現に向けた主な役割分担

家庭の役割	年齢や成長に応じた子育て力の向上
地域の役割	青少年が地域の一員として意見表明や主体的に参加できる地域づくりの推進、見守りや「愛の一声」による補導活動の推進
企業の役割	「愛の一声」による補導活動への協力
行政の役割	青少年の意見表明や社会参加活動の推進、青少年育成団体の支援、青少年健全育成環境の整備

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 松本市子ども会リーダー講習会の開催
- ・ 中・高校生のジュニア・リーダーの育成
- ・ メディア・リテラシー教育の推進
- ・ 補導活動の推進
- ・ 子ども会育成連合会への支援
- ・ 思春期の子どもたちと向き合うための講座の開催
- ・ 青少年の居場所づくり
- ・ 青少年薬物乱用防止対策事業
- ・ ネイチャリングフェスタの開催
- ・ 松本子どもまつりの開催

○関連する市の計画等

- ・ 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画
- ・ 松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）

○所管する主な部局

- ・ こども部
- ・ 教育部

●用語解説

※1 メディア・リテラシー

メディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のことです。

※2 青少年の居場所

青少年が、放課後や休日に安心して過ごし、遊び、学び、活動したり、文化に触れることができるように、市の文化施設、体育施設等を開放しています。

※3 ジュニア・リーダー

子ども会活動の目的や楽しさを伝える指導力を身につけるため、松本市子ども会ジュニア・リーダー会に所属する小学校6年生から高校生までをいいます。



リーダー講習会 KYT（危険予知トレーニング）講習